

農技第208号
薬衛第151号
令和8年(2026年)5月21日

熊本県薬剤師会長 様

熊本県農林水産部長
熊本県健康福祉部長

令和8年度(2026年度)熊本県農薬危害防止運動の実施について
(通知)

農薬危害防止運動については、貴職による従来からの格別の御配慮もあり、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たすことができております。

御案内のとおり近年は、農薬の飛散低減、周辺住民・環境への危害防止などに重点をおき、御指導をいただいているところです。

つきましては、本年度も別添のとおり「令和8年度(2026年度)熊本県農薬危害防止運動実施要綱」を定め、各関係機関・団体と緊密な連携のもとに、本運動を実施することとしましたので、運動の趣旨を御理解のうえ、御協力をよろしくお願いたします。

問い合わせ先

農業技術課 植物防疫・農薬監視班：尾方

TEL：096-333-2381

薬務衛生課 監視麻薬班：前田

TEL：096-333-2242

令和8年度(2026年度)熊本県農薬危害防止運動の概要について

1 趣旨

「令和8年度(2026年度)熊本県農薬危害防止運動実施要綱」に基づき、農薬の散布や保管管理中の事故防止、住宅地等での農薬使用における周辺環境への悪影響の防止、及び農薬適正使用及び適正販売の一層の徹底を図るため、農薬危害防止運動を実施する。

2 実施期間

令和8年(2026年)6月1日から8月31日まで

3 運動のテーマ及び重点指導項目

(1) 運動のテーマ

「使用前、周囲よく見て ラベル見て」

(2) 重点指導事項

- ① 農薬ラベルによる使用方法の確認
- ② 土壌くん蒸剤使用時の適切な取扱い
- ③ 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策
- ④ 誤飲・誤食、盗難防止に向けた適切な保管・管理

4 実施事項

(1) 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

- ① 広報誌等による普及啓発
- ② 啓発資料の配布や情報発信、講習会等を通じた普及啓発
- ③ 指導・周知が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発
- ④ 医療機関等に対する農薬中毒事故発生時の対応についての情報提供

(2) 農薬による事故を防止するための指導

- ① 農薬使用者、農薬販売者等の関係者への指導等
- ② 農薬の保管・管理及び適正処理に関する指導
- ③ 農薬使用者の健康管理
- ④ 事故情報の把握

(3) 農薬の適正使用等についての指導

- ① 農薬使用基準の遵守及び使用履歴の記帳の徹底
- ② 販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導
- ③ 無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導

(4) 農薬の適正販売についての指導

- ① 農薬販売者に対する指導
- ② 農薬販売者への立入検査等による指導

- ③ 販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導
- ④ 無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導
- ⑤ インターネットを利用した農薬の販売に対する指導
- ⑥ 農薬として使用できない除草剤の販売に対する指導

(5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

- ① 蜜蜂の危害防止対策
- ② 水域の生活環境動植物の被害及び水質汚染防止対策

令和8年度（2026年度） 熊本県農薬危害防止運動

守ろう農薬ラベル、確かめよう周囲の状況

農薬を使う前に…



- ①適用作物
- ②使用量
- ③希釈倍数
- ④使用時期
- ⑤使用回数など

ラベルを確認！

農薬を使った後は



- ①使用年月日
- ②使用場所
- ③農作物名
- ④農薬の種類・名称
- ⑤使用量・希釈倍数

.....

帳簿に記録！

農薬を使うときは…



- ①学校や住宅等の周辺で散布する場合は、最大限の配慮を。事前に十分な周知を行う。
- ②周囲に人や家畜がいないか、蜜蜂の巣箱がないかを確認する。
- ③散布は風のないときなど、天候や時間帯を選ぶ。
- ④散布後の残液や器具の洗浄液は、河川等に流れ込まないように注意。

飛散に注意！

(特に学校や住宅地等の周辺)

お問い合わせ先

熊本県農林水産部 生産経営局 農業技術課 植物防疫・農薬監視班

TEL : 096-333-2381 FAX : 096-381-8491

令和 8 年度（2026 年度）熊本県農薬危害防止運動実施要綱

第 1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）及び毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用、地域及び関係部局間の連携協力体制の強化等に努めてきたところである。

しかしながら、全国の事案を見ると農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬成分が検出される事例が依然として確認される状況にある。

また、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子供等に健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

加えて、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用される事例も確認され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための周知・指導の強化を図っていく必要がある。

農薬取締法第 27 条において、「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める（一部抜粋）」と規定されており、農薬の適正使用等に関する必要な知識の普及、農薬の使用に関する情報提供等を通じて農業者、防除業者その他の農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）の自発的な知識・理解の向上及び適正使用を図っていく必要がある。

以上を踏まえ、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管・管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適正な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第 2 名称

農薬危害防止運動（以下「運動」という。）

第 3 実施期間

令和 8 年（2026 年）6 月 1 日から同年 8 月 31 日までの 3 か月間とする。

第 4 実施主体

熊本県

第 5 運動のテーマ及び重点指導項目

関係者が一体となって運動に取り組むことを目的として、これまでの課題を踏まえ、以下のテーマ及び重点指導項目を設定し、運動を展開する。

1 運動のテーマ

農薬は、農薬ラベル（以下「ラベル」という。）の表示事項に従って使用することで、事故・被害等が防止され、農作物等の安全が確保されること、また、農薬の再評価が進むと農薬使用者又は蜜蜂に係る被害防止方法が追加されるため、ラベルの確認の重要性を改めて啓発する必要があること、周辺住民や農作物等への飛散防止対策、住宅地等における農薬の適正使用等に十分な配慮がなされているとは言えない場面が依然として見られること等を踏まえ、昨年度に引き続き令和 8 年度の運動のテーマを「使用前、周囲よく見て ラベル見て」とする。

また、農薬取締法において、「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める（一部抜粋）」とされたことを踏まえ、改めて、農薬の適正使用等に関する必要な知識の普及、農薬の使用に関する情報提供等を通じて農薬使用者の自発的な知識・理解の向上や農家の適正使用を図っていく。

2 重点指導項目

以下の項目については、近年、全国的に農薬の使用に伴う事故・被害等が発生していることから、重点的に指導する。

① 農薬ラベルによる使用方法の確認

（第 5 の 3 の（1）のア）

② 土壌くん蒸剤使用時の適切な取扱い

(第5の2の(1)のウ)

③ 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策
(第5の2の(1)のエ)

④ 誤飲・誤食、盗難防止に向けた適切な保管・管理(第5の2の(2))

第5 実施事項

1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

(1) 広報誌等による普及啓発

ア 県(本庁)における実施事項

本運動は、健康福祉部及び農林水産部が一体となり、他の研究機関及び関係団体との緊密な連携のもとに実施し、本運動をより協力に実施するため広報誌、ポスター、インターネットを活用するとともに、報道機関の協力を得て、本運動の趣旨徹底並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。

イ 県(出先機関)及び市町村における実施事項

管内の実情に応じ、市町村広報誌、公民館報、防災無線放送及び広報車等を利用して本運動の周知徹底を図る。また、関係法令等の趣旨の周知徹底を図るとともに、特に農薬使用者の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、散布作業従事者を対象として、別記1「農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

併せて、農薬の適正な使用や保管管理など農薬に関する正しい知識の普及に努める。

(2) 啓発資料の配布や情報発信、講習会等を通じた普及啓発

農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者、さらには地方自治体の施設管理部局等、施設内の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性のある者等を対象として、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する啓発資料の配布又はホームページ等を活用した情報配信、講習会等により、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

なお、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置、救急指定病院の情報等について解説した資料を配布し、理解の増進に努める。

(3) 指導・周知が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発

講習会等の開催や巡回による指導・周知が行き届きにくい農薬使

用者に対しても指導・周知の徹底が図られるよう、農産物直売所の管理者に対して、直売所に出荷する農薬使用者を対象に農薬の適正使用に関する注意喚起を行うことや集荷の際に農薬の使用履歴に基づき農薬の使用状況を確認するよう普及啓発を図ること。

また、無人マルチローターを利用して農薬散布を実施する場合、地上での散布に比べて高濃度の農薬を使用する可能性があるため、農薬の適正使用に関して十分理解しておくことが必要である。このため、無人マルチローターの関係団体、メーカー、販売店、教習施設等に対して、無人マルチローターを用いる農薬使用者への、普及啓発資料の配付や講習会参加の呼びかけを要請する。

さらに、使用しなくなった不必要な農薬や農薬の空容器については、農薬使用者等に対し、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に委託するなど適正に処理するよう関係機関及び関係団体と連携して周知徹底および推進する。

(4) 周辺環境に配慮した農薬使用の普及啓発

水域の生活環境動植物の被害防止、河川等の公共用水域の水質汚濁の防止等により生活環境の保全を図るため、止水期間の遵守、適切な水管理及び畦畔整備を講じるよう、普及啓発を行うこと。また、公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所における農薬に係る事故を防止するため、周囲の状況を考慮して使用するよう、普及啓発を行うこと。

(5) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布するなど、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期するよう努める。

2 農薬による事故を防止するための指導等

(1) 農薬使用者、農薬販売者等の関係者への指導等

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者、病害虫防除の責任者及び農薬使用委託者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 農薬使用に当たっての防護装備着用の徹底

農薬の調製、散布及び防除器具の洗浄を行うときは、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用するよう指導を徹底すること。

また、令和2年4月以降に登録が申請された新規成分を含む農薬及び再評価を受けた農薬については、被害防止方法として、作物及び使用法ごとに防護装備の着用が設定される場合があることから、ラベルの確認が重要であること。

イ 混用に関する注意事項の厳守の徹底

やむを得ず、使用の段階で農薬と他の農薬等（肥料等を含む）を混用して使用する、いわゆる現地混用を行う場合において、ラベルに他の農薬等との混用に関する注意事項が表示されているときは、当該注意事項を厳守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組合せで現地混用を行わないよう指導すること。

ウ 土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底

被覆を要する土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）については、依然として全国的に、農薬使用者が適切に被覆を行わなかったこと等を主な原因とする事故が毎年報告されていることから、その適正な取扱いに関する以下の事項について、指導を徹底すること。

① 被覆を要する土壌くん蒸剤は、刺激性があり、正しく使用しないと、揮散して、周辺住民等や農薬使用者に被害を及ぼすことがあること。

② 被覆を要する土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、吸収缶付き防護マスク等の防護装備の着用、施用直後に適正な材質及び厚さの資材を用いて被覆を完全に行うこと等の安全確保を徹底すること。

揮散ガスによる危害を防止するため、クロルピクリン剤については朝夕など比較的気温の低い時間帯に使用すること。

③ ビニールハウス等の施設での栽培においては、注入処理時は施設を開放するなど換気に留意し、施設内であっても施用直後に被覆を完全に行い、臭気が残っている期間は施設内に人が立ち入らないようにすること。

④ 使用場所や周辺の状況に十分配慮して防除を行うこと。特に、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設周辺においては、被覆を要する土壌くん蒸剤の使用以外の防除方法を検討すること。

やむを得ず、被覆を要する土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の揮散によって周辺住民等に健康被害が生じないように被覆資材として、厚め（0.03mm以上）のものや難透過性のものを使用するとともに、周辺住民等への説明や事前周知等による被

害防止対策を講ずること。

特に砂地のほ場や高温期においては、難透過性フィルムによる被覆を要する土壌くん蒸剤の揮散防止効果が顕著であることが確認されているので、指導に当たって参考にすること。

参考：

- ・「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成 18 年 11 月 30 日付け 18 消安第 8846 号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・「被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について」（令和 2 年 3 月 11 日付け元消安第 5645 号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・「被覆を要する土壌くん蒸剤の使用実態等に基づく適正な取扱いの徹底について」（令和 2 年 7 月 15 日付け 2 消安第 1758 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
- ・「被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの再徹底について」（令和 6 年 2 月 14 日付け 5 消安第 6645 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
- ・「クロルピクリン剤による農薬事故防止に対する更なる対策について」（令和 6 年 11 月 5 日付け 6 消安第 4401 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
- ・「被覆を要する土壌くん蒸剤の施設内における適正な取扱いの徹底について」（令和 7 年 7 月 24 日付け 7 消安第 2648 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
- ・農林水産省ホームページ「被覆を必要とする農薬の使用時におけるリスク低減に関する研究」
(https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/shuryo_list.html)

エ 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

ほ場のみならず、学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬を散布する農薬使用者等に対し、農薬の飛散が周辺住民や子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、以下に掲げる事項を始めとする対策が示されている「住宅地等における農薬の使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 130426 1 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を周知し、その事項の遵守を徹底すること。

① 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場（市民農園や家庭菜園を含む）において農薬を散布する場合は、飛散の少ない剤型の選択や飛散低減ノズルの使用、周りに影響が少ない天候や時間帯の選択等、農薬の飛散を防止するための必要な措置を講ずるとともに、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面・看板等により周辺住民への周知を十分な時間の余裕をもって幅広く行うこと。

② 公園等一般場面

学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月 31 日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室（平成 30 年 3 月改訂）：https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html）も参考としつつ、病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や害虫の捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。やむを得ず農薬を使用する場合にも、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を十分に検討し、散布する場合でも最小限の部位及び区域にとどめ、飛散防止対策をとる等、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、事前に農薬使用の目的、農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民、施設利用者等への周知を行うこと。

また、立入制限範囲の設定等により、農薬散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置を講ずること。

特に、学校では、万が一にも児童・生徒が農薬を浴びることがないように、学校の施設管理者及び作業を受託する防除業者等に対し、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯には農薬散布を実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮するよう指導すること。

さらに、農薬使用者等だけでなく、地方自治体の施設管理部局、集合住宅の管理業者等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性がある者に対し、啓発資料等を活用した積極的な情報提供により、本通知に記載されている指導内容

の周知を徹底すること。

(「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について)(平成29年10月25日付け29消安第3974号・環水大土発第1710251号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知)参照)

また、農薬の飛散防止のため、フェロモントラップ(捕虫器)の使用は有効であるが、野鳥を誤って捕獲しないよう十分注意をし、使用時期終了後は速やかに取り外しを行う等、適切に管理すること。

(「公園、街路樹等の害虫防除に係るフェロモントラップ(捕虫器)の使用に当たっての注意喚起について)(平成30年2月9日付け環水大土発第180291号環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知)参照)

オ 有人・無人航空機による農薬散布に当たっての留意事項の遵守の徹底

有人ヘリコプター、無人ヘリコプター又は無人マルチローターなどの有人・無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、関係法令を遵守するとともに、以下の通知を参照し、安全かつ適正な農薬散布を徹底すること。

○ 有人ヘリコプター：

- ・「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知)
- ・「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知)

○ 無人ヘリコプター：

- ・「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知)

○ 無人マルチローター：

- ・「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知)

これらの通知において共通する留意点は、以下のとおりである。

- ① 有人・無人航空機のいずれであっても、事前に、散布する日時、散布する農薬の種類等について、周辺住民等への周知を行い、散布を実施する際には、散布区域内及びその周辺における

危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全を十分に確保すること。

② 特に、無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、安全かつ適正な農薬散布の実施のため、以下の事項に留意すること。

- 1) 実施区域周辺の地理的状況（住宅地、公共施設、水道水源又は蜂、蚕、魚介類の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農業が行われているほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型）等の空中散布の計画について検討を行うこと。
- 2) 実施区域周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われているほ場等がある場合には、危被害防止対策の一つとして、当該施設の管理者及び利用者並びに居住者、養蜂家、有機農業に取り組む農家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整すること。
- 3) 実施区域周辺において人の往来が想定される場合、作業中の実施区域内への進入を防止するため、告知、表示等により空中散布の実施について情報提供を行うなどの必要な措置を講ずること。
- 4) 農薬の飛散等による危被害を防ぐため、架線等の危険箇所、実施除外区域、飛行経路及び操縦者、補助者等の経路をあらかじめ実地確認し、必要に応じて危険箇所及び実施除外区域を明示しておくこと。
- 5) あらかじめ機体等メーカーが作成した取扱説明書等により、機体及び散布装置に関する機能及び性能について理解しておくこと。
- 6) 機体等メーカーが取扱説明書等に記載した散布方法（飛行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速）を参考に散布を行うこと（取扱説明書等に散布方法の記載がない場合は、上記のガイドラインに記載された散布方法を参考に実施すること）。
- 7) 散布の際には、農薬の散布状況及び気象条件の変化を随時確認しながら、農薬ラベルに表示される使用方法（単位面積当たりの使用量、希釈倍数等）を遵守し、散布区域外へ

の飛散が起こらないよう十分に注意すること。

- 8) 周辺農作物の収穫時期が近い場合、実施区域周辺において有機農業が行われている場合又は学校、病院等の公共施設、家屋、水道水源若しくは蜂、蚕、魚介類の養殖場等が近い場合など、農薬の飛散により危被害を与える可能性が高い場合には、状況に応じて、無風又は風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の種類の変更、飛散が少ない剤型の農薬の選択等の対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払うこと。
- 9) 農薬暴露を回避するため、操縦者、補助者等は、防護装備を着用すること。
- 10) 万が一、事故等が発生した場合には、農薬に関する事故については、熊本県農業技術課に、人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案等の航空安全に関する事故については、飛行の許可等を行った地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告する等、上記のガイドライン及び関係法令に基づき適切に対応すること。

(農林水産省ホームページ)

- ・ 無人航空機による農薬等の空中散布に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zi_gyo/muzinkoukuuki.html

(国土交通省ホームページ)

- ・ 農薬散布における無人航空機の事故の状況

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/chirashi.pdf>

- ・ 無人航空機の飛行の安全に関する教則（第4版）

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001860311.pdf>

(2) 農薬の保管・管理及び適正処理に関する指導

農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬使用者に対し、関係法令及び別記1に基づく対策の徹底を図るよう指導する。

(参照：農林水産省ホームページ「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について」https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/h20higai_zyokyo.html)

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 農薬やその希釈液、残渣等はペットボトル、ガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管す

る等、保管管理を徹底すること。また、誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は農薬保管庫等の近くに置かないこと。万が一、容器の破損等により他の容器へ移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応策を講じること。

（「農薬の誤飲を防止するための取組について」（平成 23 年 5 月 16 日付け 23 消安第 1114 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

イ 使用しなくなった農薬については、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼する等により適正に処理すること。

ウ 毒劇物（毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項の毒物及び同条第 2 項の劇物をいう。以下同じ。）たる農薬が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じること。また、毒劇物たる農薬が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出ること。

（3）農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病虫害の共同防除に従事する者等、長時間にわたって防除作業を行う者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を受診するよう指導する。

（4）事故情報の把握

今後の事故防止対策に反映させるため、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等農薬による事故の状況を的確に把握する。

3 農薬の適正使用等についての指導等

（1）農薬使用基準の遵守及び使用履歴の記帳の徹底

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者に対し、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）を踏まえ、適用作物、使用量や希釈倍数、使用時期、使用回数等の農薬使用基準、並びに適用病虫害の範囲及び使用方法、被害防止方法、使用上の注意事項並びに最終有効年月の遵守を徹底するよう指導する。農薬の適正使用の更なる

推進を図るため、現地調査等による農薬の使用実態の把握に努める。

令和2年度には、農業者による農薬の不適正使用の結果、当該農薬の有効成分の農作物中の残留濃度が食品衛生法に基づき定められた残留基準値を大幅に超過し、当該農作物を摂食した場合に健康に悪影響を及ぼすおそれがある事案が発生したことから、このような事案の発生を防ぐために、農薬の適正使用と併せて、農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、使用した農薬の種類や名称、単位面積当たりの使用量や希釈倍数を内容とする、使用履歴の記帳を徹底するよう指導する。（「農薬適正使用の徹底について」（平成22年12月15日付け22消安第7478号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）及び「農薬の不適正使用により健康に悪影響を及ぼすおそれがある事案の発生及び農薬の適正使用に係る指導の徹底」（令和2年12月24日付け2消安第4308号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

農産物直売所においては、農産物直売所の管理者に対して、直売所に出荷する農薬使用者を対象に農薬の適正使用に関する注意喚起を行うことや集荷の際に農薬の使用履歴に基づき農薬の使用状況を確認するよう指導を行うこと。（「農産物直売所で販売される農産物に関する農薬の適正使用及び使用履歴の確認の徹底について」（令和5年12月19日付け5消安第5483号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

また、別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」について、市町村、農業協同組合及び農産物直売所等関係機関の職員と協力しつつ、巡回指導や集団指導等の方法により効果的に指導を行う。

加えて、GAP（農業生産工程管理）の実施が、農薬の適正使用に関しても有効な手段であることに鑑み、農業者に対しては、「国際水準GAPガイドライン」（令和4年3月8日付け3農産第3417号農林水産省農産局長通知）等を参考として、各生産地が取り組んでいる生産工程管理の点検項目の中の農薬の適正使用に関する取組について、改めて注意喚起を行い、安全な農産物を生産できるよう、積極的に指導を行う。

指導の際には、特に以下の事項について留意する。

ア 適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう、必ず使用前にラベルを確認すること。同じ科に属する作物であっても形状や栽培形態が異なったり、名称や形状が似ていても異なる作物であれば、使用できる農薬や使用方法が異なる場合があること

に注意すること。誤認しやすい農作物については「別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例」を参考にし、特に留意すること。併せて、再評価等によりメーカー等から最新の情報が提供された際には、当該情報も確認しつつ農薬を使用すること。

イ 使用した農薬が散布対象の作物とは別の作物に付着・残留することのないよう、当該別の作物に農薬が飛散することを防止する対策を徹底するとともに、農薬の使用前後には防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。特に、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、当該生産ほ場への農薬の飛散等に十分注意すること。

（「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（平成 23 年 9 月 5 日付け 23 消安第 3034 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長通知）及び「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課）参照）

ウ 作物群登録のある農薬を使用する際には、農薬に対する感受性が作物によって異なることがあり、これによって薬害の程度も異なるため、作物群に属する作物に初めて使用する場合は、事前に小面積に使用し、薬害の有無を十分に確認してから使用すること。

エ 最終有効年月を過ぎた農薬は、その品質が保証されないため農薬の効果が十分でないだけでなく、使用基準や残留農薬基準値が変更されている場合があり、使用した農産物が残留農薬基準値を超過する可能性もあることから、最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないこと。

オ 水田において使用される農薬について、十分な止水期間をとらずに水田内の水を排水路に流すと河川において基準値を超えた濃度の農薬が流出するおそれがあることから、水田において農薬を使用する場合は、注意事項に記載された止水期間を遵守し、適切な水管理や畦畔整備の措置を講ずること。

（「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底について」（平成 23 年 10 月 12 日付け 23 消安第 3601 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

（ 2 ） 販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導

農薬使用者に対し、販売及び使用が禁止されている農薬について、農林水産省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kinsi/）等において提供する情報を確認した上で、これらの農薬が

自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり、他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守して適切に処理するよう指導する。

なお、平成 22 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に追加されたケルセン又はジコホールを含む農薬及び平成 24 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に追加されたベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬については、農薬製造者が自主回収を行っているため、受け付けている農業協同組合及び販売店に持参するよう指導する。

また、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の第 12 回締約国会議（令和 7 年 4 月から 5 月にかけて開催）において、同条約の附属書 A（廃絶）に、クロルピリホスを追加することが決定したことに伴い、当該物質を含む農薬については、農薬製造者が自主回収を行っているため、回収を受け付けている農業協同組合又は販売店に持参するよう指導すること。

（毒劇物法、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び「販売禁止農薬等の回収について」（平成 23 年 12 月 13 日付け 23 消安第 4597 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）及び、「クロルピリホスを含む農薬の回収について」（令和 8 年 1 月 30 日付け 7 消安第 6351 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

（3）無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導

農薬登録番号等、農薬取締法第 16 条に規定する表示がないにもかかわらず、農薬としての効能効果をうたい、又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、このような資材を使用することは、農薬取締法第 24 条に違反する可能性があるため、農薬使用者に対し、このような資材を使用しないよう指導する。

令和 6 年には、特殊肥料として輸入されていた製品を分析した結果、我が国では農薬として登録を受けていない有効成分であるが、病虫害防除効果を有する程度含まれていることが確認される事案が発生した。農林水産省ホームページで公表されている「農薬疑義資材の使用防止リーフレット」等を活用し周知するとともに、このような資材に係る情報については、県若しくは九州農政局の農薬指導部局又は農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」（https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouyaku/160730_1.html）に提供するよう指導する。（「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成 19 年 11 月 22 日付け 19 消安第 10394 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「株式会社 M・B・M が輸入・販売した無登録農薬に関する注

意喚起について」(令和6年8月6日付け6消安第2787号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)参照)

(4) その他の留意事項

ア ヨウ化メチル剤を栗の収穫後のくん蒸に使用する際は、気密度等の確認を受けた施設でのみ作業を行うとともに、保護具を着用し、使用後は直ちに被覆を行う等、安全なくん蒸を行うよう指導する。

イ 不要となった農薬やその希釈液等の水路や河川等への投棄により、生活環境動植物に甚大な被害を与えることのないよう、不要となった農薬は関係法令を遵守して適正に処分するよう指導すること。また、希釈液は必要な量だけを正確に調製し、万が一余った際は、関係法令を遵守して適正に処分するよう指導する。

ウ 農薬を製造し、又は加工(小分けを含む。以下同じ。)する者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないことから、登録を受けていない者が製造し、又は加工した農薬を使用しないよう指導する。また、不要となった農薬を小分けして販売(譲渡を含む)しないよう指導する。

エ 医療や畜産の分野での薬剤耐性菌対策について、世界的に関心が高まっており、我が国では、令和5年4月、「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2023-2027)」(国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議)が取りまとめられたところである。農作物等の防除における抗菌剤(殺菌剤)の使用に関しては、農作物等の病害虫防除の分野での薬剤耐性菌の発達も重要な課題であるところ、同一系統の薬剤の連続散布を避け、病害虫の発生状況に応じた計画的かつ必要な範囲での使用が重要であることに留意すること。

オ 試験研究の目的で、登録を受けていない農薬を使用する場合及び登録農薬を定められた使用方法以外の方法で使用する場合には、法令に基づく管理を徹底するとともに、その種類や数量の把握を十分に行うなど、適切に管理するよう指導すること。また、当該農薬を使用した農作物の提供・販売等は行わず適切に廃棄するよう指導すること。「農林水産大臣の登録を受けないで試験研究の目的で農薬を製造等する場合の留意事項について」(平成16年11月10日付け16消安第6316号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)、「試験研究の目的で農薬を使用等する場合の留意事項について」(平成20年10月3日付け20消安第7237号

農林水産省消費・安全局長通知)及び「農薬を試験研究の目的で使用した場合の農作物の取扱いの徹底について」令和7年2月18日付け7消安第6806号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)

4 農薬の適正販売についての指導等

(1) 農薬販売者に対する指導

農薬の販売に当たっては知事への届出が、毒物及び劇物取締法上の毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)たる農薬の販売に当たっては当該届出に加えて知事への登録が、それぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく農薬の販売を行わないよう指導すること。

また、農薬の登録を受けていない者が製造し若しくは加工(小分けを含む)し、又は輸入した農薬を販売しないよう指導すること。なお、農薬を販売する者は、業を営む者以外の個人も含むことに十分留意すること。

加えて、販売者に対し、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、その譲受数量及び譲渡数量(水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量)記載し、最終の記載の日から3年間保存するよう指導すること。

さらに、毒劇物たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底し、その販売及び授与に当たっては、譲受人の身元並びに毒劇物の使用目的及び使用量が適切であることを十分確認するとともに、一般消費者への販売及び授与を自粛するよう引き続き指導すること。

(「毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について」(平成17年11月14日付け薬食審査発第11114001号・薬食監麻発第1114001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知)参照)

(2) 農薬販売者への立入検査等による指導

農薬販売者を対象として、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒劇物たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底する。

また、農薬販売者に対する立入検査の実施に際しては、毒物及び劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局との間で連絡を密にして情報の共有化を図り、効率的な立入検査を実施する。

（「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」（平成 19 年 3 月 30 日付け薬食発第 0330025 号・18 消安第 14527 号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知）参照）

（3）販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導

農薬販売者に対し、農薬製造者が自主回収を行っている農薬（3 の（2）参照）について農薬使用者への周知に努めるとともに、農薬使用者から農薬の返品の出が合った場合は、これを受け付けて農薬製造者に送付するよう指導する。

（4）無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導

農薬登録番号等、農薬取締法第 16 条に規定する表示がないにもかかわらず、農薬としての効能効果をうたい、又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その資材を販売することは、農薬取締法第 18 条第 1 項に違反する可能性があるため、農薬販売者に対し、このような資材を販売しないよう指導する。

また、こうした資材に係る情報については、県若しくは九州農政局の農薬指導部局又は農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」（https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouyaku/160730_1.html）に提供するよう指導する。（「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成 19 年 11 月 22 日付け 19 消安第 10394 号農林水産省消費・安全局長通知）参照）

（5）インターネットを利用した農薬の販売に対する指導

インターネットによる通信販売やオークション等の普及に伴い、農薬販売についても、販売の届出を行うことなく農薬を販売したり、小分けした農薬を販売したりする不適切な事例が確認されている。このため、国ではインターネットによる通信販売やオークション等を主催している者に対し、農薬を販売する場合は届出が必要であること、小分けした農薬を販売してはならないこと等を利用者に周知するよう働き掛けが行われている。また、県においても、農薬販売者の届出に関するホームページに掲載する等の周知を行う。

さらに、毒劇物たる農薬については、その販売及び授与に当たっては、譲受人の身元並びに毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかを十分確認するとともに、一般消費者への販売及び授与を自粛するよう指導する。

（「インターネットのフリーマーケットサイト等における農薬の販売について（依頼）」（令和 5 年 5 月 10 日付け 5 消安第 917

号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知) 参照)

(6) 農薬として使用できない除草剤の販売に対する指導

農薬取締法に基づく登録を受けていない農薬を、農作物等を害するの病虫害又は雑草の防除のために使用することは禁止されており、農薬に該当しない除草剤(農薬取締法第22条第1項に規定する「農薬以外の薬剤であって除草に用いられる薬剤」をいう。以下同じ。)を農作物等の栽培・管理に使用することはできない。一方、近年、ドラッグストアやいわゆる100円ショップ等において、農薬に該当しない除草剤が多く販売されるようになっており、また、インターネットを通じた販売・購入も容易になっている。さらに、農薬に該当しない除草剤の容器・包装や販売所における「非農耕地専用」という表示が、当該除草剤の購入者に、農耕地でなければ使用できる(例:公園、緑地等であれば植栽管理に用いることができる)との誤解を与える事例が確認されている。

このため、農薬に該当しない除草剤の販売に当たっては、国から関係者に対し、特に、以下の事項について周知されていることに留意する。また、以下の留意事項に沿っていないと疑われる販売事案を把握した際には、農林水産省に連絡すること。

ア 容器又は包装に、農薬として使用することができない旨を表示すること。

イ 販売所ごとに、公衆の見やすい場所にも、農薬として使用することができない旨を表示すること。

ウ 農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意すること。

エ 農耕地以外の場所であっても、農作物等の栽培・管理に使用することができない旨の周知に努めること。

オ インターネットで販売する場合には、対面での説明ができないことに鑑み、販売サイトにおいて、判読しやすい文字サイズにより農薬として使用できない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供に努めること。

(「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」(平成31年3月28日付け薬生薬審発0328第8号・30消安第6268号・2019製化管第32号・環保企発第1903287号・環水大土発第1903281号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、経済産業省製造産業局化学物質管理課長、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室長、環境省水・大気環境

5 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

(1) 蜜蜂の危害防止対策

ア ミツバチに対する危害防止に係る啓発について

- ① 県は「蜜蜂飼育関係集計表」を市町村及び関係団体等に配付し、ミツバチの危害防止に係る情報（飼育箱設置場所や期間等）を提供する。

なお、「蜜蜂飼育関係集計表」には、養蜂家の個人情報等が含まれるため、危害防止対策以外の目的には利用せず、外部に流出しないよう、取り扱いにも十分注意する。

- ② 県・市町村・農業協同組合並びに農薬販売等関係団体は、ミツバチへの危害防止対策の徹底及び巣箱の位置や防除計画等の情報交換など、農家等農薬使用者への啓発や連絡体制の整備に努める。

イ 農薬使用者及び養蜂家相互の情報交換の徹底について

- ① 農薬使用者の取組について

- 1) 農業協同組合等は、果樹及び水稲など、地域で一斉に実施する基幹的な防除計画や臨機に実施する防除計画について、地域の連絡体制により事前に養蜂家へ情報提供を行う。無人航空機防除計画についても同様に情報提供を行う。
- 2) 上記①の詳細な防除計画（日程、場所等）については、改めて養蜂家へ情報提供を行う。

- ② 養蜂家の取組について

- 1) 養蜂家は、果樹や水稲農家等に飼育箱設置場所や期間を明らかにするなど、情報交換に努める。

- ③ 飼育計画の詳細（飼育箱設置場所、期間等）について、飼育箱を設置する地域の農業協同組合（営農指導）及び無人航空機防除の実施主体又はオペレーターへ情報提供を行う。

ウ 農薬の選定及び使用にあたっての留意点について

- ① 地域の防除暦等に掲載する果樹関係の訪花性害虫防除薬剤や水稲の出穂・開花期における防除薬剤については、ミツバチ等の有用昆虫への影響を十分考慮する。
- ② 農薬ラベルの「被害防止方法」、「農薬の使用上の注意事項」及び「使用時期」をよく確認し、ミツバチに影響がある農薬の使用にあたっては散布時間帯にも注意する。

エ 事故発生時の対応について

ミツバチの死亡事故等が発生した場合は、事故発生時の連絡体制に従い養蜂家から関係機関へ連絡する。また、関係機関等は連携して速やかに原因等の調査を行うとともに、農薬使用による危害が確認できた場合は、国への調査報告を実施するとともに、地域対策会議等により再発防止について検討し、その周知啓発を行う。

オ その他

以上のような対策を講じるため、各地域においても養蜂関係者及び農薬使用者が相互に連携して危害防止に取り組めるよう、地域農薬安全対策協議会を主体に、ミツバチに関する危害防止対策について緊密な情報交換を行う。

(2) 水域の生活環境動植物の被害及び水質汚濁の防止対策

水域の生活環境動植物の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を踏まえて、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質の調査等を必要に応じて行い、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。また、特定の農薬を地域で集中して使用する場合、その農薬に感受性の高い生物種に著しい被害が生じることが懸念されることから、できるだけ集中させず多様な農薬を組み合わせ使用するように指導するよう努める。

さらに、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び生活環境動植物への被害を未然に防止するため、関係部局間の連絡を密にし、ゴルフ場からの排水に含まれる農薬の残留実態の把握に努めつつ、ゴルフ場関係者への指導・助言に努めること。

(「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」(令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知)参照)

別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例

1	だいず	えだまめ	
2	いんげんまめ	さやいんげん	
3	キャベツ	メキャベツ	
4	ブロッコリー	茎ブロッコリー	
5	しょうが	葉しょうが	
6	しょうが	うこん	
7	たまねぎ	葉たまねぎ	
8	レタス	非結球レタス	
9	トマト	ミニトマト	
10	ピーマン	ししとう	
11	だいこん	はつかだいこん	
12	しそ	しそ（花穂）	
13	やまのいも	やまのいも（むかご）	
14	さくら	食用さくら（葉）	
15	てんさい	かえんさい	
16	メロン	漬物用メロン	
17	すいか	漬物用すいか	
18	とうもろこし（子実）	未成熟とうもろこし	ヤングコーン
19	しゅんぎく	きく	食用ぎく
20	ねぎ	わけぎ	あさつき
21	にんにく	にんにく（花茎）	葉にんにく

別記 1

農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

1 農薬散布前

(1) 原因

- ① 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（ア、イ）
- ② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ウ、エ）
- ③ 強アルカリ性の農薬と酸性肥料を混用したため、有毒ガスが発生したことによるもの（オ）
- ④ 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（カ、キ）

(2) 防止対策

- ア 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- イ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- ウ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子どもや散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- エ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子ども等の保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。
- オ 強アルカリ性の農薬は、ラベルに記載されている「酸性肥料等との混用は絶対にしないこと」の注意事項を遵守する。
- カ 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- キ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。

2 農薬散布中

(1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 学校に児童・生徒がいる日・時間帯に農薬散布が実施されたことによるもの（イ）
- ③ 強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かっての散布等により散布作業員自身が農薬に暴露したことによるもの（ウ、エ）

- ④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしない、十分な被覆を行わなかったなど適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの（オ）
- ⑤ 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（カ）
- ⑥ 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（キ）

（２）防止対策

- ア 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。
- イ 学校敷地への農薬散布は、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しない。
- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
- エ 風上に向かっての散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う。
- カ 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、２～３時間ごとに交替して行う。
- キ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。

３ 農薬散布後

（１）原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 土壌くん蒸剤使用後の被覆管理が不適切であったことによるもの（イ）
- ③ 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ウ）

（２）防止対策

- ア 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- イ 土壌くん蒸中は、適正な厚さの資材による被覆状態を維持するとともに、ほ場に立て札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- ウ 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

４ 保管、廃棄

（１）原因

- ① 農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠をしていなかった等、農薬の保管管理が不適切だったため、高齢

者、子ども等が誤飲したことによるもの（ア～エ）

② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したことによるもの（オ、カ）

③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（オ、カ）

（２）防止対策

ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子どもや作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。

イ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移替えしない。

ウ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。

エ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。

オ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。

カ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。

イ 散布作業後は、手足だけでなく、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。

ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、すぐに医師の診断を受ける。

エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】

（１）被害の状況

① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア～オ）

② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂の斃死が発生し

たもの（カ～ケ）

- ③ 本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの（ク）
- ④ 不要になった農薬を河川に投棄したため、魚がへい死したもの（サ）

（２）防止対策

- ア 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- イ 飛散低減ノズルを使用する。
- ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- オ 薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。
- キ 使用する農薬のラベルに、「被害防止方法」、「農薬の使用上の注意事項」及び「使用時期」「使用回数」として記載されている事項等を遵守する。
- ク 水稲農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前８時～１２時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。
- ケ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。
- コ 本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。
- サ 不要になった農薬やその希釈液等は、河川や水路等に投棄せず、適正に処分する。

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 適用のない作物への使用、飛散等

(1) 原因

- ① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの（ア）
- ② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの（イ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（ウ）
- ④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（エ）
- ⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（オ～ケ）
- ⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの（コ）
- ⑦ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの（サ）

(2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。

コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。

サ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

(1) 原因

① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの（ア）

② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用したことによるもの（イ）

③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの（ウ、エ）

④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの（オ）

(2) 防止対策

ア 日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルをその都度確認する。

イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。

ウ 使用時期と農作物の収穫予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの収穫予定日を確認した上で農薬を使用する。

エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。

オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

3 環境への流出

(1) 原因

使用した農薬がほ場外に流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水産動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの（ア、イ）

(2) 防止対策

- ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- イ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適切に処理する。

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用の要因

- (1) 当該農薬の譲受人である農家等が、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管・管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。
- (3) 当該農薬をペットボトルや水筒等の通常飲食に使用する容器に移し替えてしまい、誤飲・誤食事故を起こしてしまうことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に、毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、販売業の登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (2) 毒劇物の廃棄に当たっては、関係法令に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。
- (3) 毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人に伝える。
- (4) 毒劇物たる農薬を、飲食物の容器として通常使用される物に移し替えることは、毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (5) 毒物及び劇物取締法第 14 条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第 15 条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (6) 譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。